

改 正 後

(調査基準価格)

第3条 契約担当者（鹿児島県契約規則（昭和50年鹿児島県規則第23号）第2条に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）は、建設工事の請負契約に係る一般競争入札を行おうとする場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準となる額（以下「調査基準価格」という。）をあらかじめ定めておくものとする。

2 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を基準として契約担当者が定めるものとする。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の7.5を乗じて得た額

3 特別な工事の調査基準価格については、前項の算定方法に関わらず、契約担当者が別に定める。

改正前	備考
<p>(調査基準価格)</p> <p>第3条 契約担当者（鹿児島県契約規則（昭和50年鹿児島県規則第23号）第2条に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）は、建設工事の請負契約に係る一般競争入札を行おうとする場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準となる額（以下「調査基準価格」という。）をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>2 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を基準として契約担当者が定めるものとする。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額</p> <p>(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>(4) 一般管理費等の額に10分の<u>5.5</u>を乗じて得た額</p> <p>3 特別な工事の調査基準価格については、前項の算定方法に関わらず、契約担当者が別に定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 低入調査基準価格の引き上げ